

にしよどアフター万博 2026 実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を契機に、万博のシンボルであるミヤクミヤク」モニュメント等を活用し、西淀川区における官民連携の推進、健康増進・介護予防の促進、国際交流・多文化共生の促進及び万博レガシー・西淀川レガシーの次世代への継承を図る「にしよどアフター万博 2026」事業（以下「本事業」という。）を円滑かつ安全に実施するため、にしよどアフター万博 2026 実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「にしよどアフター万博 2026」関連イベントの実施・運営に関すること
- (2) ミヤクミヤクモニュメントの設置及び運用にかかる企画・立案に関すること
- (3) ミヤクミヤクモニュメント設置除幕式の実施計画に関すること
- (4) 官民連携企業・関係団体との連絡調整及び協力体制の構築に関すること
- (5) 広報計画の企画・立案及び実施に関すること
- (6) 撤去後の地域振興計画に関すること
- (7) その他、本事業の実施に当たり必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体・関係機関により推薦された者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会は、本事業の企画・立案及び実施に当たり、必要に応じて警察、消防その他関係機関の協力を求めることができる。
- 3 委員会は、本事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 委員会は、令和9年3月31日までの時限的な組織とする。
- 5 委員会の拠点（事務局）は、西淀川区役所区政企画課に置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から第3条第4項に定める期限の日までとする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、当該委員を推薦した団体・関係機関は、速やかに補欠の委員を推薦するものとする。
- 3 前項の規定に基づき選任された補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解散及び残務処理)

第5条 委員会は、第3条第4項に定める期限の日の経過をもって、当然に解散する。

- 2 委員会が解散したときは、委員会の残務は西淀川区役所区政企画課において処理する。
- 3 解散時において、協賛金その他収入にかかる残余財産があるときは、これを大阪市区政推進基金「西淀川区 に～よん基金」に繰り入れるものとする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 会計監査 1名
- 2 委員長は委員の互選により選出する。
 - 3 副委員長、会計、会計監査は、委員長が任命する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者（連携企業、警察、消防、施設管理者等）の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、西淀川区役所区政企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の協議によって定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月27日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	構成団体・関係機関
1	西淀川区役所
2	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発（イズミヤショッピングセンター福町店）
3	西淀川区地域活動協議会
4	西淀川区青少年指導員連絡協議会
5	尼崎信用金庫
6	その他実行委員会が必要と認める企業・団体